

資料 2

取扱注意

宮城県上工下水一体官民連携運営事業
(みやぎ型管理運営方式)

実施方針（素案）

令和元年 8 月 1 日付ドラフト

令和元年 9 月 ● 日

宮城県

はじめに

宮城県は、水道用水供給事業（大崎広域水道用水供給事業及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業）、工業用水道事業（仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業及び仙台北部工業用水道事業）、流域下水道事業（仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業）の3事業において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく特定事業として、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）を実施することを計画している。

「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施方針（素案）」は、今後民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条第1項の定めに基づき策定する実施方針に盛り込む主要な事項についてとりまとめたものである。

【目次】

第 1. 特定事業の選定に関する事項	1
1.1. 特定事業の事業内容に関する事項	1
1.1.1 事業の名称.....	1
1.1.2 公共施設等の管理者の名称.....	1
1.1.3 事業の背景・目的.....	1
1.1.4 基本運営方針.....	2
1.1.5 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等.....	2
1.1.6 事業方式.....	5
1.1.7 運営権設定対象施設.....	7
1.1.8 本事業の業務内容.....	7
1.1.9 事業期間.....	12
1.1.10 事業の費用負担.....	13
1.1.11 運営権対価.....	14
1.1.12 料金及び維持管理負担金.....	14
1.1.13 運営権者が収受する料金及び維持管理負担金.....	15
1.1.14 運営権者収受額の定期改定.....	16
1.1.15 運営権者収受額の臨時改定.....	18
1.1.16 改築.....	19
1.1.17 運営権者が受領する権利・資産.....	21
1.1.18 県から運営権者への職員の派遣.....	21
1.2. 特定事業の選定方法に関する事項	21
1.2.1 選定基準.....	21
1.2.2 選定結果の公表.....	22
第 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	23
2.1 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	23
2.2 事業者選定のスケジュール	23
2.3 優先交渉権者の選定手続き	24
2.3.1 委員会による審査.....	24
2.3.2 審査方法.....	24
2.3.3 審査結果の公表.....	24
2.4 応募者の参加資格要件	24
第 3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	26
3.1 本事業の前提条件	26
3.1.1 県の契約等の承継.....	26
3.1.2 県が実施する業務への協力.....	26

3.1.3	県が実施する施設の統廃合等	26
3.1.4	下水汚泥の処理	27
3.1.5	指定廃棄物の管理	27
3.2	リスク分担の基本的な考え方及び予測されるリスクとその分担	27
3.2.1	不可抗力	27
3.2.2	瑕疵担保責任	28
3.2.3	特定法令等変更	28
3.2.4	特定条例等変更	29
3.2.5	需要の変動	29
3.2.6	物価の変動	29
3.2.7	国補助金制度の変更等	30
3.2.8	第三者損害	30
3.2.9	県が遂行する業務に起因する事象	30
3.3	対象事業におけるサービスの水準	30
3.3.1	水道用水供給事業	30
3.3.2	工業用水道事業	30
3.3.3	流域下水道事業	30
3.4	実施状況のモニタリング	31
3.5	要求水準違反時のペナルティ	31
3.6	保険	31
3.7	運営権者の権利義務等に関する制限及び手続	32
3.7.1	運営権の処分	32
3.7.2	運営権者の株式の新規発行及び処分	32
第 4.	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	34
4.1	運営権設定対象施設の立地に関する事項	34
4.1.1	水道用水供給事業	34
4.1.2	工業用水道事業	35
4.1.3	流域下水道事業	36
4.2	土地の使用に関する事項	37
第 5.	実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	38
5.1	実施契約に定めようとする事項	38
5.2	疑義が生じた場合の措置	38
5.3	管轄裁判所の指定	38
第 6.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	39
6.1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	39
6.1.1	運営権者事由解除	39

6.1.2	県事由解除又は終了	39
6.1.3	不可抗力解除又は終了	40
6.1.4	特定法令等変更解除	40
6.2	金融機関又は融資団と県との協議	41
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	42
7.1	法制上及び税制上の措置に関する事項	42
7.2	財政上及び金融上の支援に関する事項	42
7.3	その他の措置及び支援に関する事項	42
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	43
8.1	本事業に関連する事項	43
8.1.1	本事業の実施に関して使用する言語	43
8.1.2	提案書類の作成等に係る費用	43
8.1.3	情報提供	43
8.2	実施方針（素案）に対するパブリックコメントの受付	43
8.2.1	受付内容	43
8.2.2	受付期間	43
8.2.3	提出方法	43
8.3	実施方針（素案）に対する意見の受付	43
8.3.1	受付内容	43
8.3.2	受付期間	43
8.3.3	提出方法	43
8.3.4	意見に対するヒアリング	44
別紙1	用語の定義	45
別紙2	PFI法等における用語と本事業における用語の関係性	46
別紙3	リスク分担表	47

第 1. 特定事業の選定に関する事項

1.1. 特定事業の事業内容に関する事項

1.1.1 事業の名称

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）

1.1.2 公共施設等の管理者の名称

宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之

1.1.3 事業の背景・目的

宮城県（以下「県」という。）企業局は、現在、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業の 3 事業（以下「3 事業」という。）の運営を行っている。

平成 30 年度において、水道用水供給事業では、県内 35 市町村のうち 25 市町村に対し日量約 26 万 m³の水道用水を、工業用水道事業では、仙台港地区及び内陸部の仙台北部中核工業団地を中心に日量約 9 万 m³の工業用水を供給し、流域下水道事業では、仙塩・阿武隈川下流・鳴瀬川・吉田川・北上川下流・迫川・北上川下流東部の 7 流域合計で日量約 29 万 m³の下水処理を行っている。

3 事業は、県民や県内企業が生活又は事業活動を行う上で不可欠な公共サービスであるが、社会環境の変化を受け、厳しい経営環境に直面している。

ひとつは、人口減少社会の進展により、今後、水道用水供給事業では供給水量の減少、流域下水道事業では処理水量の減少が見込まれ、長期的には、水道料金や負担金水準の維持が困難な状況になることが想定される。また、水道用水供給事業及び工業用水道事業では、今後 20～30 年先には管路の本格的な更新が始まるほか、流域下水道事業についても、同様に設備及び管路の大規模な更新需要が見込まれている。加えて、県職員数の減少により、専門的な技術や経験の維持、蓄積、継承等が課題として挙げられている。

このような経営環境においても、将来にわたって安全・安心な水の安定的な供給及び汚水の安定的な処理を継続していくため、経営基盤の強化により持続可能な水道経営を確立することが急務となっている。

県では、このような状況から、県が引き続き最終責任を持ち公共サービスとしての信頼性を保ちながら、大崎広域水道用水供給事業、仙南・仙塩広域水道用水供給事業、仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業、仙台北部工業用水道事業、及びこれらの事業と処理区域が重複する仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業、吉田川流域下水道事業について、3 事業を一体とし民間の力を最大限活用することにより経費削減、更新費用の抑制、技術継承、技術革新等を可能とする「宮城県上工下水一体官民連携運営事業」（以下「本事業」と

いう。)を実施するものである。さらには、民間の創意工夫を活かした効率的かつ効果的な新たな運営方法を期待するものである。

1.1.4 基本運営方針

本事業をより適切に実施するため、県が公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）第2条第7項¹に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定を受けた運営権者（PFI法第9条第4号²に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」という。）に遵守を求める基本運営方針を以下に示す。

1) 3事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営

運営権者は、3事業全体を俯瞰し、全体最適を目指した事業運営を行う。また、短期的視点に埋没せず、長期的視点に基づく事業運営に取り組むことで、長期にわたる本事業の公共サービスの安定性・信頼性を担保する。

2) 性能発注に基づく施設運営と事業期間にわたる不断の見直し

運営権者は、性能発注の考えに基づき、自らの責任と判断において県が定めた要求水準を満たす具体的内容を定め、適切に施設運営を行う。

また、運営権者は、公共サービスとしての3事業の重要性を認識し、施設運営について、本事業の事業期間（以下「本事業期間」という。）にわたり新たな技術や運営ノウハウの活用等により不断の見直しを行い、質の向上と効率化を達成する。

3) 責任ある事業運営の担い手としての情報公開・説明義務の履行

運営権者は、県民、関係市町村及び工業用水使用者に対して、長期的な事業計画、運営状況及び経営状況のほか、サービスの品質を持続的に満足するための業務プロセスや人材育成等について情報公開を行い、説明責任を果たす。

4) 地域経済の成長、地域社会の持続的発展への貢献

運営権者は、地元企業との連携、地域人材の雇用、地域貢献等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献する。

1.1.5 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等

1) 法令

¹ 第2条第7項 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

² 第9条第4号 公共施設等運営権を有する者（以下「公共施設等運営権者」という。）

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）
- ・ 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）
- ・ 特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）
- ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）

- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）
- ・ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）
- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）
- ・ その他関係法令

2) 条例

- ・ 宮城県公営企業の設置等に関する条例（昭和 49 年宮城県条例第 8 号）
- ・ 宮城県建築基準条例（昭和 35 年宮城県条例第 24 号）
- ・ 宮城県都市計画法施行条例（平成 12 年宮城県条例第 91 条）
- ・ 宮城県だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成 8 年宮城県条例第 22 号）
- ・ 宮城県公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）
- ・ 宮城県自然環境保全条例（昭和 47 年宮城県条例第 25 号）
- ・ 宮城県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和 47 年宮城県条例第 40 号）
- ・ 宮城県産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成 17 年宮城県条例第 151 号）
- ・ 岩手県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号）
- ・ 宮城県布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例(平成 24 年宮城県条例第 3 号)
- ・ 宮城県個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号）
- ・ 宮城県暴力団排除条例（平成 24 年宮城県条例第 60 号）
- ・ 宮城県屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号）
- ・ 宮城県文化財保護条例（昭和 50 年宮城県条例第 49 号）
- ・ その他関係条例

1.1.6 事業方式

本事業は、PFI法第16条³の規定に基づき、運営権設定対象施設（1.1.7に定める運営権設定対象施設をいう。以下同じ。）に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を行う公共施設等運営事業とする。

1) 運営権の設定

水道用水供給事業の「大崎広域水道用水供給事業」、「仙南・仙塩広域水道用水供給事業」、工業用水道事業の「仙塩工業用水道事業」、「仙台圏工業用水道事業」、「仙台北部工業用水道事業」、流域下水道事業の「仙塩流域下水道事業」、「阿武隈川下流流域下水道事業」、「鳴瀬川流域下水道事業」、「吉田川流域下水道事業」（以下「9個別事業」という。）ごとに、以下の9つの運営権⁴を設定する。

表 設定する運営権

運営権	対象区域 ⁵
水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式（管路等 ⁶ を除く）に設定される権利	大崎市，加美町，涌谷町，美里町，栗原市，大和町，大郷町，富谷市，松島町，大衡村
水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設）の一式 ⁷ （管路等を除く）に設定される権利	仙台市，塩竈市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，蔵王町，大河原町，村田町，柴田町，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，富谷市
工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市，塩竈市，多賀城市，七ヶ浜町，利府町，富谷市，大和町
工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産（取水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市，多賀城市，七ヶ浜町，名取市，利府町

³ 第16条 公共施設等の管理者等は、選定事業者³に公共施設等運営権を設定することができる。

⁴ 詳細は、実施方針に示す。

⁵ 対象となる市町村名を記載したものであり、必ずしも市町村内全域を対象とするものではない。

⁶ 水道用水供給事業及び工業用水道事業における「管路等」とは、場外等の管路、マンホール、マンホール蓋、管路上にある手動弁、水管橋及びトンネルをいう。

⁷ 低区調整池及び高区調整池における小水力発電施設は含まれない。

工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産（取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設）の一式（門沢取水堰、芋沢沈砂池、麓山浄水場における着水井及び管理棟、並びに管路等を除く）に設定される権利	大崎市，加美町，大和町，大衡村
下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産（排水施設 ⁸ 及び処理施設）の一式 ⁹ （管路等 ¹⁰ を除く）に設定される権利	仙台市，塩竈市，多賀城市，七ヶ浜町，利府町
下水道法に基づく阿武隈川下流流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	仙台市，白石市，名取市，角田市，岩沼市，蔵王町，大河原町，村田町，柴田町，丸森町，亘理町
下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	大崎市，美里町
下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利	富谷市，大和町，大郷町，大衡村

なお、対象とする9個別事業につき、一体的な運営を図るため、同一の者により運営されることを前提としている。

2) 公共施設等運営権実施契約

運営権者は、運営事業を開始する前に、県とPFI法第22条第1項¹¹に定めるところにより、実施契約を締結しなければならない。

なお、契約書は、運営権単位ごとではなく一つの契約書として締結する。

⁸ ポンプ場（マンホールポンプを含む）、流量計及び管路をいう。

⁹ 消化ガス発電施設は含まれない。

¹⁰ 流域下水道事業における「管路等」とは、場外の管路、マンホール、マンホール蓋及び管路上にある手動弁をいう。

¹¹ 第22条第1項 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内閣府令で定めるところにより、公共施設等の管理者等と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「公共施設等運営権実施契約」という。）を締結しなければならない。

一 公共施設等の運営等の方法

二 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法

四 派遣職員（第78条第1項に規定する国派遣職員及び第79条第1項に規定する地方派遣職員をいう。以下この号において同じ。）をその業務に従事させる場合には、当該業務の内容及び派遣職員を当該業務に従事させる期間その他派遣職員を当該業務に従事させることに關し必要な事項

五 その他内閣府令で定める事項

1.1.7 運営権設定対象施設

運営権設定対象施設は以下に掲げるものとし、立地等は4.1に示す。

- ・ 水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産（取水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び配水施設）の一式（門沢取水堰，芋沢沈砂池，麓山浄水場における着水井及び管理棟，並びに管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく阿武隈川下流流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）

1.1.8 本事業の業務内容

本事業の範囲は，以下の1)から3)に掲げるものとする。各業務の内容及び要求水準の詳細は，別途公表する要求水準書（案）に示す。

運営権者は，本事業期間中，本事業に係る業務のうち，実施契約に委託禁止業務として定められた業務¹²を除いたものについては，第三者に委託し又は請け負わせること（以下「委託等」という。）ができる。委託等を行う上で運営権者が遵守すべき条件及び手続は，要求水準書（案）及び実施契約書（案）に示す。

1) 義務事業

① 経営に関する業務

¹² 経営に係る企画・管理業務等とする予定である。

- ・ 事業計画¹³の作成
- ・ 実施体制の確保
- ・ 財務管理
- ・ セルフモニタリング
- ・ 危機管理
- ・ 情報公開及び説明
- ・ 料金の収受
- ・ 技術管理
- ・ 環境対策
- ・ 地域貢献

② 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務

A) 水道用水供給事業

a) 維持管理業務

ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視，運転操作，制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量・水圧等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質試験及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの排水及び浄水発生土の適正処理¹⁴
- ・ 受水市町村との調整・対応

イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物(建築附帯設備を含む)の保守点検

ウ) 修繕業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物(建築附帯設備を含む)の修繕

b) 改築業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築
- ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築

B) 工業用水道事業

¹³ 経営，改築，維持管理に対する計画をいう。

¹⁴ 有効利用及び適正な処理・処分をいう。

a) 維持管理業務¹⁵

ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視，運転操作，制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量・水圧等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質検査及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの排水及び浄水発生土の適正処理
- ・ 工業用水使用者との調整及び工業用水使用者からの通報等への対応

イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の保守点検

ウ) 修繕業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の修繕

b) 改築業務¹⁵

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築
- ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築

C) 流域下水道事業

a) 維持管理業務

ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視，運転操作，制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質検査及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの汚泥の適正処理¹⁶
- ・ 石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥の受入及び適正処理

イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検

¹⁵仙台北部工業用水道事業における門沢取水堰，芋沢沈砂池，麓山浄水場における着水井及び管理棟の維持管理業務及び改築業務は，水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利に係る維持管理業務及び改築業務に含まれる。

¹⁶ 運営権者は，仙塩流域下水道事業における消化ガスを県に無償譲渡するものとする。

- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の保守点検

ウ) 修繕業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
- ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の修繕

b) 改築業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築（汚泥消化タンク等の内部防食を含む）
- ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築
- ・ 交付金の申請・会計検査への協力

③ 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務¹⁷

- ・ 水道用水供給事業における第二受水テレメータ室の維持管理業務
- ・ 工業用水道事業における使用水量の測定業務
- ・ 流域下水道事業における吉田川流域下水道事業大富ポンプ場建物の維持管理業務
- ・ 流域下水道事業における大雨時及び地震発生時の県と連携した一部の管路の点検調査

④ 土地、建築物及び工作物等貸付業務¹⁸

- ・ 県又は県が指定する者への無償での土地、建築物及び工作物等貸付業務
- ・ 県が指定する者への有償での土地貸付業務

⑤ 関連業務¹⁹

A) 工業用水道事業

- ・ 工業用水使用者の要請に応じた給水施設及び流末施設の工事
- ・ 県の指定する工業用水使用者の給水施設及び流末施設の維持管理業務

B) 流域下水道事業

- ・ 県の要請に応じた大雨時溢水対応

¹⁷ 運営権設定対象施設以外で、県が第三者から使用に係る権原を取得している施設等の維持管理業務に係る使用権原の維持については、県が行うものとする。

¹⁸ 運営権者は、県及び県が指定する者が引き続き使用する運営権設定対象施設が立地する土地及び当該土地上の建築物及び工作物等について、実施契約書（案）に示す条件に基づいて貸付又は使用させるものとする。

¹⁹ 関連業務に係る費用は、当該業務の発注者が負担する。ただし、研究機関等の要請に応じた下水汚泥等を利用した試験研究等への協力については、大学等を対象とした無償協力も想定される。

- ・ 研究機関等の要請に応じた下水汚泥等を利用した試験研究等への協力

2) 附帯事業

附帯事業とは、流域下水道事業において、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

県が、優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく、既存の処理工程を継続しても構わない。

県は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の実施義務を定めることとする。

3) 任意事業

任意事業とは、以下に示す事業であって、当該事業に係る費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。運営権者は、関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。

任意事業の実施にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条²⁰に基づく財産の処分が必要な場合は、県が必要な手続きを行い、補助金等の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担するものとする。

なお、任意事業の実施に当たっては、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続きは運営権者の責任で行い、任意事業に係る一切の費用や本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の負担とする。

①本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業

県が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、運営権設定対象施設が立地する土地（以下「本事業用地」という。）及び運営権設定対象施設において実施する任意事業を提案することができ、本事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、本事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に県の承認を必要とする。

②県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業に関わる事業

運営権者は、本事業期間の範囲内において、県内市町村及び一部事務組合（以下

²⁰ 第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

「県内市町村等」という。)が事業主体である水道事業及び下水道事業に関わる業務を受託することができる。ただし、業務の受託にあたり、事前に県の承認を必要とする。

また、県内市町村等が、自ら実施する水道事業及び下水道事業に関わる業務の受託について運営権者に協議を求めた場合、運営権者は協議に応じなければならない。

③仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設²¹の維持管理業務

1.1.9 事業期間

1) 本事業の事業期間

本事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日(以下「本事業開始日」という。)から、本事業開始日の20年後の応当日の前日(1.1.9-2)の規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。)までとする。本事業開始日以降で本事業終了日の到来日前に、本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は令和4年1月1日を予定している。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は令和23年12月31日を予定している。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

2) 本事業期間の延長

不可抗力事象の発生や県の計画変更等、実施契約に定める事由が生じた場合、県及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、県及び運営権者が協議により1.1.9-3)の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、本事業期間を延長することができる(以下、かかる期間延長を「合意延長」という。)

なお、合意延長の実施は1回に限るものではないが、延長する場合においても延長期間は合計で5年を超えることができない。

詳細は、実施契約書(案)に示す。

3) 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から20年を経過する日が属する年の末日とする。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日から25年を経過する日が属する年の末日を超えることはできない。

²¹ 民間事業者が所有する施設である。

4) 本事業期間終了時の取扱い

本事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりである。

①運営権

本事業終了日に、運営権は消滅する。

②運営権設定対象施設の引き渡し

本事業終了日又はそれ以降の県が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

③運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額

県は、水道用水供給事業及び工業用水道事業において運営権者の支出した運営権設定対象施設の改築に係る費用について、本事業期間終了時の残存価値相当額を運営権者に支払うものとする。また、県は、本事業期間終了時の残存価値相当額について上限額を設定することを検討している。

なお、残存価値相当額の支払方法等については実施契約書（案）に示す。

④本事業に係る運営権者が所有する資産等

県は、運営権者が所有する任意事業に係る資産のうち、県又は県の指定する者が必要と認めたものを、その残存価値を勘案して買い取ることができる。

なお、買取の方法等については、実施契約書（案）に示す。

本事業の実施のために、運営権者が本事業用地内に所有する資産（県又は県の指定する者が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者の責任において処分しなければならない。

本事業用地については、本事業終了日に公有財産貸付契約が解除され、運営権者は原則として自らの費用負担により更地にして県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。この場合、県又は県の指定する者が買い取る資産が本事業用地上に存在する場合には、当該資産が存在する部分につき、現状有姿で引き渡す。

⑤業務の引継ぎ

県又は県の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

1.1.10 事業の費用負担

運営権者は、以下1)～3)及び実施契約に別途定める場合を除き、本事業の実施に

要するすべての費用を負担するものとする。

1) 流域下水道事業の改築に係る費用負担

流域下水道事業における改築に係る費用²²は、実費精算²³を行うものとする。

2) 法令等又は県条例若しくは県の計画変更による新たな設備投資に係る費用負担

法令等又は県条例若しくは県の計画変更により、新たな設備投資が必要となる場合、当該設備投資に係る費用は県が負担する。

3) 関連業務に係る費用負担

関連業務に係る費用は、当該業務の発注者が負担する。

1.1.11 運営権対価

運営権者は、本事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を、本事業開始前の県が指定する期日までに一括して県に支払うものとする。

県は、実施契約上別途定める場合を除き、運営権者に対する対価の返還は行わない。また、運営権者は合意延長の実施の有無にかかわらず、対価の追加的支払請求を受けることはない。

なお、県は、9個別事業ごとの運営権対価を実施方針に示す。

1.1.12 料金及び維持管理負担金

1) 料金及び維持管理負担金の定義

水道用水供給事業及び工業用水道事業における料金とは、公営企業の設置等に関する条例（昭和49年宮城県条例第8号）第6条²⁴における料金をいう。

流域下水道事業における維持管理負担金とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項²⁵の規定に基づく維持管理に要する費用の市町村の負担金をいう。

水道用水供給事業及び工業用水道事業における料金及び流域下水道事業における維持管理負担金を総称して、「料金等」という。

²² 費用は、国交付金のほか、流域関連市町村からの建設負担金（下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定に基づく建設に要する費用の市町村の負担金）等を充てるものとする。

²³ 実費精算は、改築発注単位で行う。

²⁴ 第6条 水道用水供給事業又は工業用水道事業の施設を利用する者からは、料金を徴収する。

²⁵ 第31条の2第1項 第3条第2項又は第25条の10第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2) 料金及び維持管理負担金の収受

本事業期間中、受水市町村、工業用水使用者及び流域関連市町村が支払う料金等については、業務分担に応じた額を県及び運営権者がそれぞれ収受する。

実施契約とは別に県及び運営権者が締結する契約に基づき、県は、運営権者を代行して、運営権者が収受する料金等を県が収受する料金等と併せて徴収する。

県は、徴収した料金等を一定期間保管し、運営権者に送金する。

なお、県は、3.5に示す要求水準違反違約金及び6.1.1 - 2)に示す契約解除違約金が発生したときは、当該保管した料金等を当該違約金に引き当てることができる。

3) 料金及び維持管理負担金の定期改定

県は、料金等の定期改定を行う。定期改定により設定された料金等が適用される期間を「料金期間」という。

1.1.13 運営権者が収受する料金及び維持管理負担金

1) 運営権者収受額の提案

県は、優先交渉権者選定に当たって、9個別事業ごと年度ごとに本事業期間の水量見込²⁶及び県が事業を継続した場合の費用見込額を提示する。

応募者は、県が提示する条件下における本事業期間中の義務事業及び附帯事業の実施に必要な額（以下「運営権者収受額」という。）を9個別事業ごとに提案する。その際、運営権者収受額は、県の提示する9個別事業ごとの提案上限額を上回らないものとし、運営権者収受額の構成項目毎の内訳を示すこととする。

表 運営権者収受額の構成

構成項目	説明
ア) 人件費	給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費をいう。
イ) 薬品費	薬品に係る費用をいう。
ウ) 動力費	事業用資産の稼働に係る動力源（電力等）に係る費用をいう。
エ) 修繕費	事業用資産の修繕に係る費用をいう。
オ) 保守点検費	事業用資産の保守点検に係る費用をいう。
カ) 廃棄物処理費	廃棄物の処理に係る費用をいう。
キ) 償却費 ²⁷	改築に係る資産の減価償却費をいう。
ク) 資産減耗費	事業用資産の除却費及び棚卸減耗費をいう。
ケ) その他営業費用	通信運搬費等、上記ア)～ク)に区分されない営業費用をいう。

²⁶ 実施契約締結時に県が提示する水量見込は、事業環境の著しい変化が発生しない限り、優先交渉権者選定に当たって県が提示する水量見込から変更しないものとする。

²⁷ 流域下水道事業においては、対象外とする。

コ) 公租公課	運営権者に係る税金等をいう。
サ) 事業報酬	支払利息, 配当等をいう。

2) 運営権者の料金等の收受

運営権者は、運営権者收受額を均等割した月次運営権者收受額に水量実績を考慮した額²⁸を、毎月、料金等として收受する。また、運営権者收受額は、需要²⁹の変動及び物価の変動等の影響を考慮した定期改定を行うほか、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を与える場合に臨時改定を行う。

1.1.14 運営権者收受額の定期改定

県及び運営権者は、料金等の定期改定に併せて、運営権者收受額の定期改定を行う。ただし、本事業開始日又は直近の運営権者收受額の定期改定時のいずれか遅い時点から5年以内に運営権者收受額の定期改定を行うものとする。

1) 需要の変動

運営権者收受額の定期改定にあたり県が提示する次期料金期間の水量見込が、実施契約締結時に県が提示する次期料金期間の水量見込から変動する場合、県及び運営権者は、実施契約に定める算定方法に基づき、次期料金期間に適用される運営権者收受額の改定を行う。ただし、改定の対象は、運営権者收受額の構成項目のうち需要の変動の影響を受ける構成項目（以下「需要変動費」という。）に限ることとし、詳細は、実施契約書（案）に示す。

表 需要変動費

構成項目	需要変動費
ア) 人件費	
イ) 薬品費	○
ウ) 動力費	○
エ) 修繕費	
オ) 保守点検費	
カ) 廃棄物処理費	○
キ) 償却費	
ク) 資産減耗費	
ケ) その他営業費用	

²⁸ 運営権者が收受する料金等は、月次運営権者收受額に、水量見込及び水量実績の差によって生じる料金等収入の差を調整した額とする。詳細は、実施契約書（案）に示す。

²⁹ 流域下水道事業においては、処理水量をいう。

コ) 公租公課	
サ) 事業報酬	

2) 物価の変動

実施契約に定める物価に係る指標について、次期料金期間に適用する物価水準が、実施契約締結時に適用する物価水準から変動する場合、県及び運営権者は、実施契約に定める算定方法に基づき、次期料金期間に適用される運営権者収受額の改定を行う。ただし、改定の対象は、運営権者収受額の構成項目のうちの物価の変動の影響を受ける構成項目（以下「物価変動費」という。）に限ることとし、詳細は、実施契約書（案）に示す。

表 物価変動費

構成項目	物価変動費
ア) 人件費	○
イ) 薬品費	○
ウ) 動力費	○
エ) 修繕費	○
オ) 保守点検費	○
カ) 廃棄物処理費	○
キ) 償却費	○
ク) 資産減耗費	○
ケ) その他営業費用	○
コ) 公租公課	
サ) 事業報酬	

3) 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更

法令等又は県条例若しくは県の計画の変更が要求水準に影響し、次期料金期間における義務事業及び附帯事業に係る費用が増減する場合、県及び運営権者は次期料金期間に適用される運営権者収受額の改定を行う。

4) その他県及び運営権者が必要と認める場合

上記の1)～3)のほか、実施契約締結時点で予測不可能な事業環境の変化（技術革新等により運営権者が負担する費用が著しく減少する場合等）により、運営権者収受額の定期改定の必要性が発生した場合、県及び運営権者は、協議により、必要に応じて次期料金期間に適用される運営権者収受額の改定を行う。

1.1.15 運営権者収受額の臨時改定

事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を与える場合、県及び運営権者は、必要に応じて運営権者収受額の臨時改定を行う。ただし、臨時改定された運営権者収受額は、当該料金期間においてのみ適用される。事業環境の著しい変化とは、以下に示すものとし、詳細は、実施契約書（案）に示す。

1) 著しい需要の変動

各工業用水道事業における契約水量が変更され、実施契約締結時又は直近の運営権者収受額の定期改定時のいずれか遅い時点の契約水量と比較して一定割合（以下「需要割合」という。）を超えて契約水量が変動する場合、当該工業用水道事業の運営権者収受額の改定を行う。

ただし、改定の対象は、運営権者収受額の構成項目のうち人件費、修繕費、保守点検費、償却費、資産減耗費、その他営業費用（以下「改定対象費」という。）に限ることとする³⁰。

また、各工業用水道事業の需要割合は、実施方針に示す。

表 改定対象費

構成項目	改定対象費
ア) 人件費	○
イ) 薬品費	
ウ) 動力費	
エ) 修繕費	○
オ) 保守点検費	○
カ) 廃棄物処理費	
キ) 償却費	○
ク) 資産減耗費	○
ケ) その他営業費用	○
コ) 公租公課	
サ) 事業報酬	

2) 著しい物価の変動

³⁰ 著しく需要が減少した場合、臨時改定後の改定対象費は、当該料金適用期間における改定対象費×（1-需要割合）とする。著しく需要が増加した場合、臨時改定後の改定対象費は、当該料金期間における改定対象費×（1+需要割合）とする。さらに、臨時改定後の改定対象費については、水量実績を考慮することなく、臨時改定後の改定対象費に相当する額を運営権者は収受することとする。

実施契約に定める物価に係る指標が、実施契約締結時又は直近の運営権者収受額の定期改定時のいずれか遅い時点に適用する物価水準と比較して一定割合（以下「物価割合」という。）を超える変動があり、さらに継続的に義務事業及び附帯事業に係る運営権者の負担が増減することが予想される場合、運営権者収受額の改定を行う。

ただし、改定の対象は、物価変動費に限ることとする³¹。

物価に係る指標の定義及び物価割合は、実施方針に示す。

3) 著しい動力費の変動

各流域下水道事業において、実施契約に定める動力費に係る指標が、実施契約締結時又は直近の運営権者収受額の定期改定時のいずれか遅い時点に適用する動力費水準と比較して一定割合（以下「動力費割合」という。）を超える変動があり、さらに継続的に義務事業及び附帯事業に係る運営権者の負担が増減することが予想される場合、運営権者収受額の改定を行う。

ただし、改定の対象は、動力費に限ることとする³²。

動力費に係る指標の定義及び動力費割合は、実施方針に示す。

4) 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更

法令等又は県条例若しくは県の計画の変更が要求水準に影響し、義務事業及び附帯事業に係る運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、県及び運営権者は、協議により、必要に応じて運営権者収受額の改定を行う。

5) その他県及び運営権者が必要と認める場合

上記の1)～4)のほか、実施契約締結時点で予測不可能な事業環境の変化（技術革新等により義務事業及び附帯事業に係る運営権者が負担する費用が著しく減少する場合等）により、運営権者収受額の臨時改定の必要性が発生した場合、県及び運営権者は、協議により、必要に応じて運営権者収受額の改定を行う。

1.1.16 改築

1) 改築に係る提案

³¹ 著しく物価が減少した場合（物価の減少割合が x である場合）、臨時改定後の物価変動費を、当該料金適用期間における物価変動費 $\times \{1 - (x - \text{物価割合})\}$ とする。著しく物価が増加した場合（物価の増加割合が x である場合）、臨時改定後の物価変動費を、当該料金適用期間における物価変動費 $\times \{1 + (x - \text{物価割合})\}$ とする。

³² 著しく動力費が減少した場合（動力費の減少割合が x である場合）、臨時改定後の動力費を、当該料金適用期間における動力費 $\times \{1 - (x - \text{動力費割合})\}$ とする。著しく動力費が増加した場合（動力費の増加割合が x である場合）、臨時改定後の動力費を、当該料金適用期間における動力費 $\times \{1 + (x - \text{動力費割合})\}$ とする。

県は優先交渉権者選定に当たって、9個別事業ごとに県が事業を実施した場合の本事業期間の改築計画を提示する。応募者は、第二次審査書類の一環として本事業期間の改築提案書の提出を行う。

なお、流域下水道事業に係る改築提案額は、優先交渉権者選定に当たって県が提示する改築費用の上限額を上回らないものとする。

2) 改築計画書の作成

運営権者は、優先交渉権者選定時に提案した改築提案書の内容を基に、必要に応じて改築実施時期等の調整³³を行った上で、改築計画書（案）を料金期間ごとに作成する。ただし、流域下水道事業においては、事業開始日から令和5年3月31日までの改築計画は県が提示する内容とし、運営権者はその内容を含めた改築計画書（案）を作成するものとする。

県及び運営権者は改築計画書（案）について協議を行い、県が承認したものを改築計画書とする。

水道用水供給事業及び工業用水道事業の改築計画書において、改築提案書に記載した改築のうち実施を取り止める改築がある場合、運営権者は当該改築に係る当初提案額を県に支払う³⁴こととする。

なお、支払方法は実施契約書（案）に示す。

3) 改築の実施

運営権者は、運営権の範囲内において、改築計画書に従って運営権設定対象施設の改築を行うものとする。ただし、改築計画書に記載のない運営権設定対象施設の改築を行う必要が生じた場合、運営権者は変更改築計画書（案）を作成し、変更の必要性について県に説明を行うものとする。県及び運営権者は変更改築計画書（案）について協議を行い、県が承認したものを変更改築計画書とし、運営権者は、運営権の範囲内において、変更改築計画書に従って運営権設定対象施設の改築を行うものとする。

なお、県が公益上の理由を検討した上で必要であると判断した場合、県が運営権設定対象施設の改築を行うことがある。その場合、運営権者は県に協力するものとする。

4) 改築を行った施設の所有

³³ 提案にない改築が必要となる場合、運営権者は当初提案した改築の取り止めに県に求めることができる。

³⁴ 運営権者は、当該改築の取り止めに起因する維持管理費用の増加について、県に根拠資料を提示することができ、県が承認した場合、増加費用を控除するものとする。

県又は運営権者が改築を行った運営権設定対象施設等は、県の所有に属するものとする。

5) 本事業開始後に県が実施する工事

本事業開始後に、県が実施する管路等に係る工事のうち、運営権者の実施する業務との間で調整が必要となる工事について、運営権者は、県と協議の上、協力するものとする。

1.1.17 運営権者が受領する権利・資産

本事業開始日までに運営権者が受領する権利・資産を、以下の1)～3)に示す。

1) 運営権

1.1.6 - 1)に示す運営権

2) 本事業用地の使用権

公有財産貸付契約による本事業用地及び運営権設定対象施設の使用権

3) 運営権者譲渡対象資産

本事業の運営に必要な備品及び消耗品等の資産³⁵

1.1.18 県から運営権者への職員の派遣

県は、P F I 法第80条³⁶に基づく運営権者への県職員の派遣を予定していないが、運営権者からの要請等に応じて、運営権者への県職員の派遣を検討するものとする。

1.2. 特定事業の選定方法に関する事項

1.2.1 選定基準

県は、義務事業をP F I 法に基づく事業として実施することにより、本事業期間にわたり、県自らが実施したときと比べ、事業費総額の縮減が期待できる場合に、

³⁵ 詳細は、実施方針に示す。

³⁶ 第80条 前2条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

事業をPFI法第7条³⁷に基づき、同法第2条第4項³⁸に規定する選定事業とする予定である。

1.2.2 選定結果の公表

県は、本事業をPFI法第2条第4項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価内容と併せて、県ホームページにおいて速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

³⁷ 第7条 公共施設等の管理者等は、第5条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

³⁸ 第2条第4項 この法律において「選定事業」とは、第7条の規定により選定された特定事業をいう。

第2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

県は、本事業を特定事業として選定した場合、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等の発表を通じて公募し、P F I 事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者を選定するものとする。本事業の優先交渉権者の選定は、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式により行う。

2.2 事業者選定のスケジュール

実施方針（素案）の公表後のスケジュールは概ね以下のとおりである。

時期（予定）	内容
令和元年9月	実施方針（素案）の公表
令和元年9月	実施方針（素案）に関する意見の受付
令和元年12月	実施方針の公表
令和元年12月 ～令和2年1月	実施方針に関する説明会 実施方針に関する質問の受付
令和2年3月	特定事業の選定・公表 募集要項等（要求水準書（案）、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、実施契約書（案）、関連資料集等）の公表 募集要項等に関する説明会 募集要項等に関する質問の受付
令和2年5月	第一次審査書類の提出期限
令和2年6月～12月	競争的対話の実施
令和2年12月	第二次審査書類の提出期限
令和3年3月	優先交渉権者の選定
令和3年3月	基本協定の締結
令和3年12月	運営権設定、実施契約の締結
令和4年1月	本事業開始

2.3 優先交渉権者の選定手続き

2.3.1 委員会による審査

県は、PFI法第11条第1項³⁹に規定する客観的な評価を行うために、民間資金等活用事業検討委員会条例（平成19年宮城県条例第14号）に基づく宮城県民間資金等活用事業検討委員会（以下「委員会」という。）において、優先交渉権者選定基準の検討や提案等の審査及び評価などを行う。

委員会の委員は、以下のとおりである。

（委員）

東北工業大学名誉教授	今西 肇
公認会計士・税理士	大泉 裕一
弁護士	佐々木 雅康
宮城大学事業構想学群教授	田邊 信之
東北大学大学院経済学研究科教授	増田 聡
宮城県総務部長	

（臨時委員）

東北大学未来科学技術共同研究センター教授	大村 達夫
早稲田大学研究院准教授	
早稲田大学研究院総合研究機構水循環システム研究所主任研究員	佐藤 裕弥

2.3.2 審査方法

第一次審査及び第二次審査の2段階で審査を行い、資格審査及び委員会における提案内容の審査を行う予定である。

県は、委員会の審査及び評価を受け、優先交渉権者を選定する。

なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

2.3.3 審査結果の公表

県は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに県のホームページへの掲載により、公表する。

2.4 応募者の参加資格要件

応募者は、1.1.8に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」とい

³⁹ 第11条第1項 公共施設等の管理者等は、第7条の特定事業の選定及び第8条第1項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

う。)とする。コンソーシアムにあつてはコンソーシアム構成員から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式(3.7.2 - 2)に定める本議決権株式をいう。)すべての割当てを受けるものとする。

応募企業またはコンソーシアム構成員は、以下の全ての実績を有することとする。具体的な要件については、募集要項に示す。

- ①水道事業の運転管理業務の実績を有すること
- ②下水道事業の運転管理業務の実績を有すること

第3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 本事業の前提条件

以下に、本事業特有の条件のうち、主なものを記載している。応募者は、当該内容を了承した上で、参加表明書を提出するものとする。

また、これら条件に関し運営権者に課される具体的な権利及び義務等については、実施契約書（案）、要求水準書（案）及び関連資料集等において明らかにする。

なお、運営権者は、実施契約等において別段の定めのある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものである。本事業の業務範囲については1.1.8の記載のとおりであり、以下に記載されていないことを理由に、運営権者が責任を免れることはないものとする。

3.1.1 県の契約等の承継

県が本事業を実施する上で締結している契約等のうち、県が指定するものについては、本事業開始日以降、運営権者に引き継がれるものとする。

3.1.2 県が実施する業務への協力

県は、3事業における管路等に係る業務を行うことから、当該業務に関連して県から要請があった場合は、運営権者は県に協力するものとする。

また、県の職員は、執務のために必要な範囲で運営権設定対象施設に出入りすることができるものとする。

3.1.3 県が実施する施設の統廃合等

- 1) 仙南・仙塩広域水道用水供給事業において調整池を新設する（令和3年中に工事完了予定）。
- 2) 仙台北部工業用水事業において濁度低減処理施設を新設する（令和2年度中に工事完了予定）。
- 3) 大崎広域水道用水供給事業において中峰浄水場の休止について検討している。
- 4) このほか、今後の水需要の見通しによっては、県が施設の統廃合等を実施する場合がある。

なお、応募者から施設の統廃合⁴⁰に係る提案を受け付ける予定はない。

⁴⁰ 運営権設定対象施設外における施設の追加並びに運営権者の業務範囲を超える調整が必要な施設の追加及び変更を伴うものをいう。

3.1.4 下水汚泥の処理

運営権者は、阿武隈川下流流域下水道事業の県南浄化センターにおける汚泥燃料化施設の使用を前提とする必要はなく、他の方法で汚泥処理を行うことを妨げない。

3.1.5 指定廃棄物の管理⁴¹

仙南・仙塩広域水道用水供給事業における南部山浄水場敷地内に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）に則り指定された指定廃棄物（浄水発生土）が保管されている。本事業開始後においても、指定廃棄物の管理については、県が行うものとする。

3.2 リスク分担の基本的な考え方及び予測されるリスクとその分担

県及び運営権者において適切な役割分担及びリスク分担を定め、運営権者の自主性と創意工夫が発揮されるように、実施契約等に特段の定めのない限り、本事業に係るリスクは運営権者が負うものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙3にリスク分担表として示す。

以下、例外的に県がリスクを負担することがある場合等を列挙する。

なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）に示す。

3.2.1 不可抗力

- ・ 県及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる暴風、洪水、高潮、地震、戦争、テロ、暴動、放射能汚染、放火等本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じた場合又は発生のおそれがある場合、運営権者は直ちにその内容を県、関係市町村、工業用水使用者及び関係機関に通知・連絡する。また、運営権者は要求水準に基づき自らが作成するBCP（Business Continuity Plan）に従い適切な初動対応を行う。緊急対応が必要な場合には、運営権者が自らの判断により臨機の措置を取るものとし、速やかに県に報告するものとする。
- ・ 県及び運営権者は、各々が所掌する施設での被害状況を共有し、施設に被害が発生している場合は、施設の復旧や給水・処理の継続等について、協議の上、必要な対応を行う。

⁴¹ 運営権者は、県が引き続き使用する土地、建築物及び工作物等について、実施契約書（案）に示す条件に基づいて使用させるものとする。

- ・ 県は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）等に基づく運営権設定対象施設の復旧を行うこととし、運営権者は必要な協力を行うものとする。また、9個別事業に係るサービスの停止及び再開に際しては、運営権者は、県、関係市町村、工業用水使用者及び関係機関と適切に連携するものとする。
- ・ 不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき原則として県が負担する。ただし、災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額未満の場合、運営権者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの、及び維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるものについては、運営権者の負担とする。

3.2.2 瑕疵担保責任

- ・ 運営権設定対象施設及び運営権者譲渡対象資産に物理的な瑕疵があった場合、本事業開始後1年以内に限り、瑕疵による事業への影響を明らかにした上で、運営権者は県に対して協議を申し入れることができるものとする。運営権者が本事業開始前に当該瑕疵を発見することが困難であったと認められる場合は、当該瑕疵に起因する費用等を県が負担することとし、その方法は県及び運営権者の協議により定める。
- ・ 募集要項等、県が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵、物理的な瑕疵を含むがこれらに限られない。）が発見された場合、県は、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵についての責任を負わない。

3.2.3 特定法令等変更

- ・ 本事業期間中に、水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国の法令及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じた場合、県及び運営権者に生じた損失は各自が負担する。ただし、新たな設備投資が必要な場合、当該設備投資に係る費用は県が負担する。
- ・ 特定法令等変更により本事業への重大な影響が見込まれる場合には、運営権者は県に対し、必要な対応について協議を申し出ることができるものとする。

3.2.4 特定条例等変更

- ・ 本事業期間中に、水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす県条例及び県の計画等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定条例等変更」という。）が生じた場合、県は、運営権者に生じた損失を補償する。
- ・ 特定条例等変更により本事業への重大な影響が見込まれる場合には、運営権者は県に対し、必要な対応について協議を申し出ることができるものとする。

3.2.5 需要の変動

- ・ 定期改定において、県が提示する水量見込が実施契約締結時に県が提示する水量見込から変動した場合、県及び運営権者は、実施契約に定める方法に基づき、運営権者収受額を改定する。ただし、改定の対象となるのは、需要変動費のみとする。
- ・ 工業用水道事業において、著しい需要の変動が生じた場合、県及び運営権者は、実施契約に定める方法に基づき、著しい需要の変動が生じた工業用水道事業の運営権者収受額を改定する。ただし、改定の対象となるのは、運営権者収受額の構成項目のうち人件費、修繕費、保守点検費、償却費、資産減耗費、その他営業費用に限ることとする。
- ・ 上記以外の需要の変動に基づく運営権者が収受する料金等の増減に係るリスクは、運営権者が負う。

3.2.6 物価の変動

- ・ 定期改定において、次期料金期間に適用する物価水準が、実施契約締結時に適用する物価水準から変動した場合、県及び運営権者は、実施契約に定める方法に基づき、運営権者収受額を改定する。ただし、改定の対象となるのは、物価変動費のみとする。
- ・ 著しい物価の変動が生じた場合、県及び運営権者は、実施契約に定める方法に基づき、運営権者収受額を改定する。ただし、改定の対象となるのは、物価変動費のみとする。
- ・ 流域下水道事業において、著しい動力費の変動が生じた場合、県及び運営権者は、実施契約に定める方法に基づき、流域下水道事業の運営権者収受額を改定する。ただし、改定の対象となるのは、動力費のみとする。
- ・ 上記以外の物価の変動に起因する運営権者負担コストの増減に係るリスクは、運営権者が負う。

3.2.7 国補助金制度の変更等

- ・ 国補助金制度が変更される場合においては、県及び運営権者は、協議の上、契約継続等に向けた措置を講ずる。
- ・ 国補助金等の要望額に対して交付額が相違する場合においては、県と協議の上で計画の見直しなどを行い、交付額に応じた実施を原則とする。

3.2.8 第三者損害

- ・ 既存施設の存在そのものにより、近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害のリスクは、県の負担とする。

3.2.9 県が遂行する業務に起因する事象

- ・ 県が遂行する業務に起因する運営権者の業務遂行の中断不能、施設・設備の損傷等のリスクは、県の負担とする。

3.3 対象事業におけるサービスの水準

3.3.1 水道用水供給事業

運営権者は、県及び受水市町村と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権者の行う業務を通じて、市町村の各受水地点において要求水準に定める水量・水質基準を遵守するものとする。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

3.3.2 工業用水道事業

運営権者は、県及び工業用水使用者と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権設定対象施設の維持管理を行い、要求水準を満たす工業用水を供給する。

運営権者は、浄水供給している仙塩工業用水道事業について適切な水運用を実施するとともに、浄水施設の各出口において要求水準に定める水質基準を遵守するものとする。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

3.3.3 流域下水道事業

運営権者は、県と日常的な連絡・調整を図りながら、流入量に応じてポンプを適切に運転し、流域関連市町村の管路から県の流域幹線管路に流入した下水を円滑に

処理施設に流入させる。また、処理施設の放流水が、要求水準に定める放流水の水質基準を満たすよう下水を処理するとともに、汚泥を適正処理する。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、詳細については、要求水準書（案）に示す。

3.4 実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、県によるモニタリング及び外部専門家等により構成される（仮称）経営審査委員会によるモニタリングを行う。

県によるモニタリング及び（仮称）経営審査委員会による定期的なモニタリングの一環として、事業開始日から10年が経過した時点において、事業計画に対する実績及び事業開始日から10年以降の事業計画について検証を行う。また、事業開始日から10年が経過した時点及び事業終了時において、運営権者における本事業に係る利益が一定の水準を上回る場合には、その一部を県に支払うものとする。【検討中】

なお、モニタリングの詳細については、モニタリング基本計画書に示す。

3.5 要求水準違反時のペナルティ

運営権者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、県は、運営権者に改善措置を求めるとともに、未達のレベルに応じた要求水準違反違約金（以下「ペナルティ」という。）を課す。

運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と県が判断する場合には、県は運営権者に代わり、本事業を実施することができる。

なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法及び具体的なペナルティの算出方法については、モニタリング基本計画書に示す。

3.6 保険

運営権者が付保すべき保険については、要求水準書（案）に示す。運営権者は、その他に事業運営の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については、県の確認を得るものとする。

3.7 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

3.7.1 運営権の処分

運営権者は、県の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について県との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、P F I 法第 26 条第 2 項⁴²に基づく県の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる。

なお、県は、当該許可をしようとするときは、議会の議決を経てこれを行う⁴³。

県は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ①譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、県に対して承諾書を提出すること
- ②譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること
- ③譲受人の株主が、県に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という。）を提出すること

運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、県は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、県と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

3.7.2 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、以下のとおり県は原則として関与しないものとする。他方、運営権者が発行する本議決権株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

⁴² 第 26 条第 2 項 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。

⁴³ 改正水道法施行後において、県が水道供給事業に係る運営権の譲渡を許可しようとするときは、水道法第 31 条により水道供給事業に準用される同第 24 条の 11 の規定に従い、事前に厚生労働大臣に協議してこれを行う。

1) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

2) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②県との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、県の事前の承認を受ける必要がある。

また、運営権者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、県の事前の承認を受ける必要がある。

県は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が運営権者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、県に対して提出しなければならない。

第4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 運営権設定対象施設の立地に関する事項

運営権設定対象施設のうち主な施設を以下に示す。

4.1.1 水道用水供給事業

区分	施設	立地		
水道法に基づく大崎水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等）を除く	漆沢水系	取水・導水施設	門沢取水堰	加美郡加美町門沢
			芋沢沈砂池	加美郡加美町芋沢
		浄水施設	麓山浄水場 ⁴⁴	加美郡加美町麓山
		送水施設	松山第二調整池	大崎市松山千石
			松山増圧ポンプ	大崎市松山千石
			テレメータ室	複数あるため、立地は別紙に示す
			長谷地中継所	加美郡加美町原長谷
			小池ヶ平中継所	遠田郡桶谷町字上郡小池
		弁室	複数あるため、立地は別紙に示す	
	南川水系	取水・導水施設	魚板取水堰	黒川郡大和町吉田
			南川沈砂池	黒川郡大和町吉田
			南川取水ポンプ場	黒川郡大和町吉田
		浄水施設	中峰浄水場	黒川郡大和町吉田
		送水施設	テレメータ室	複数あるため、立地は別紙に示す
			弁室	複数あるため、立地は別紙に示す
水道法に基づく仙南・仙塩水道用水供給事業の事業用資産の一式（管路等）を除く	取水・導水施設	取水塔	刈田郡七ヶ宿町大倉山	
		導水口	白石市小原清水	
		ガンド沢制御室	白石市福岡蔵本	
	浄水施設	南部山浄水場	白石市福岡長袋南部山	
	送水施設	高区調整池	仙台市太白区茂庭馬越石	
		低区調整池	白石市白川津田大新田	
		（仮）連絡管調整池 ⁴⁵	柴田郡村田町大字小泉字姥ヶ懐山	

⁴⁴ 濁度低減処理施設及び工水配水池を除く。

⁴⁵ 本事業開始までに稼働予定の施設である。

	制御室	複数あるため、立地は別紙に示す
	テレメータ室	複数あるため、立地は別紙に示す
	青麻山中継所	刈田郡蔵王町宮字青麻下山

4.1.2 工業用水道事業

区分	施設		立地
工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産の一式（管路等）を除く	取水・導水施設	郷六取水口	仙台市青葉区郷六
		郷六沈砂池	仙台市青葉区郷六
	浄水施設	大槻浄水場	仙台市宮城野区大槻
	配水施設	鶴ヶ谷ポンプ場	仙台市宮城野区鶴ヶ谷
		富谷配水池	富谷市上桜木
		七北田川流量計	仙台市宮城野区福室
工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産の一式（管路等）を除く	取水・導水施設	熊野堂取水場	名取市高館熊野堂五反田山
	配水施設	熊野堂配水池	名取市高館熊野堂五反田山
		柳生弁室	名取市高館熊野堂飛島
		中野連絡ポンプ場	仙台市宮城野区中野
工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産の一式（門沢取水堰，芋沢沈砂池，麓山浄水場における着水井及び管理棟，並びに管路等を除く）を除く	浄水施設	濁度低減処理施設 ⁴⁵	加美郡加美町麓山
		工水配水池	
	配水施設	桔梗平配水池	黒川郡大衡村桔梗平

4.1.3 流域下水道事業

区分	施設		立地
下水道法に基づく 仙塩流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	仙塩浄化センター	多賀城市大代
	排水施設	塩釜中継ポンプ場	塩竈市中の島
		流量計	複数あるため、立地は別紙に示す
下水道法に基づく 阿武隈川下流流域 下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	県南浄化センター	岩沼市下野郷
	排水施設	亙理ポンプ場	亙理郡亙理町荒浜
		角田ポンプ場	角田市神次郎
		名取ポンプ場	名取市杉ヶ袋高原
		大河原ポンプ場	柴田郡大河原町新東
		仙台ポンプ場	仙台市太白区四郎丸
		丸森ポンプ場	伊具郡丸森町館矢間
流量計	複数あるため、立地は別紙に示す		
下水道法に基づく 鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	鹿島台浄化センター	大崎市鹿島台木間塚
	排水施設	松山第1中継ポンプ場	大崎市松山下伊場野
		松山第2中継ポンプ場	大崎市松山下伊場野
		鹿島台中継ポンプ場	大崎市鹿島台木間塚
		小牛田ポンプ場	遠田郡美里町青生
		三本木ポンプ場	大崎市三本木
流量計	複数あるため、立地は別紙に示す		
下水道法に基づく 吉田川流域下水道事業の事業用資産の一式（管路等を除く）	処理施設	大和浄化センター	黒川郡大和町鶴巣
	排水施設	海老沢ポンプ場	黒川郡大衡村大衡
		大郷ポンプ場	黒川郡大郷町中村
		大和・大衡ポンプ場	黒川郡大和町落合蒜袋
		大富ポンプ場 ⁴⁶	黒川郡大和町もみじヶ丘
流量計	複数あるため、立地は別紙に示す		

⁴⁶ 建物を除く。

4.2 土地の使用に関する事項

本事業用地はすべて地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条第 1 項第 1 号⁴⁷に規定する公有財産であり，財産の分類は同法第 238 条第 4 項⁴⁸に規定する行政財産にあたる。県は，運営権者が本事業用地の一部を第三者等に貸し付ける場合があることに鑑み，運営権者に対して，公有財産貸付契約書に記載される条件で，本事業期間中は本事業用地を無償で使用できるようにする。

⁴⁷ 第 238 条第 1 項第 1 号 この法律において「公有財産」とは，普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

一 不動産（後略）

⁴⁸ 第 238 条第 4 項 行政財産とは，普通地方公共団体において公用又は公共用に供し，又は供することと決定した財産をいい，普通財産とは，行政財産以外の一切の公有財産をいう。

第5. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

5.1 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は次のとおりである。

- ① 総則
- ② 義務事業の承継等その他準備
- ③ 公共施設等運営権
- ④ 本事業
- ⑤ その他の事業実施条件
- ⑥ 計画及び報告
- ⑦ 改築業務等
- ⑧ 料金等の設定及び收受等
- ⑨ リスク分担
- ⑩ 適正な業務の確保
- ⑪ 誓約事項
- ⑫ 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- ⑬ 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ⑭ 知的財産権
- ⑮ その他

5.2 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び運営権者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約において定める。

5.3 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、県又は県の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとし、運営権者の資産等については、1.1.9 - 4)- ③及び④と同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）に示す。

6.1.1 運営権者事由解除

1) 解除事由

- ・運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、県は、当該事由に応じ、催告をして一定の治癒期間を設けた上で、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。
- ・財務状況の著しい悪化、その他運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合は、県は実施契約を解除することができる。

2) 解除後の措置

- ・県は運営権を取り消す。
- ・運営権者は、県に対し、実施契約に定める契約解除違約金を支払う。また、県の責めに帰すべき事由により運営権者に生じた損害がある場合は、運営権者の支払額からこれを控除する。

6.1.2 県事由解除又は終了

1) 解除又は終了事由

- ・運営権者は、県の責めに帰すべき事由により、一定期間、県が実施契約上の重大な義務（運営権者収受料金の改定等のリスク負担に関する事項を含む）を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。
- ・県は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、運営権者に対し、6か月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- ・県が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、当該運営権設定対象施設に係る本事業との関係においてのみ実施契約を終了するものとする。

2) 解除又は終了後の措置

- ・ 県が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他の場合には、県は運営権を取り消す。
- ・ 県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうちの残余の存続期間に対応する部分を返還する。
- ・ 県は、運営権者に対し、実施契約に定める契約解除違約金を支払う。また、運営権者の責めに帰すべき事由により県に生じた損害がある場合は、県の支払額からこれを控除する。

6.1.3 不可抗力解除又は終了

1) 解除又は終了事由

- ・ 不可抗力により運営権設定対象施設全てが滅失したときは、実施契約は当然に終了する。
- ・ 不可抗力事象を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、県は実施契約を解除する。

2) 解除又は終了後の措置

- ・ 不可抗力により運営権設定対象施設全てが滅失したときは、運営権は当然に消滅し、県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還する。
- ・ 不可抗力により実施契約を解除する場合、運営権者は、県との協議の結果に従い、運営権の放棄又は県の指定する者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により県及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

6.1.4 特定法令等変更解除

1) 解除事由

- ・ 特定法令等の変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、県又は運営権者は実施契約を解除することができる。

2) 解除後の措置

- ・ 県は運営権を取り消す。
- ・ 県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還する。

- ・ 特定法令等変更により県及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

なお、6.1.2 県事由解除又は終了、6.1.3 不可抗力解除又は終了及び6.1.4 特定法令等変更解除に関しては、本事業のうち、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両者で協議する。

6.2 金融機関又は融資団と県との協議

県は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

7.3 その他の措置及び支援に関する事項

県は、運営権者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、県及び運営権者で協議する。

第 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8.1 本事業に関連する事項

8.1.1 本事業の実施に関して使用する言語

本事業の実施に関して使用する言語は日本語，通貨は円とする。

8.1.2 提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は，応募者の負担とする。

8.1.3 情報提供

本事業に関する情報提供は，以下のホームページを通じて適宜行う。

県のホームページ **【URL 追加】**

8.2 実施方針（素案）に対するパブリックコメントの受付

8.2.1 受付内容

県民の意見提出手続制度に則り，本事業実施方針（素案）に対する県民の皆様からの意見（パブリックコメント）を受け付ける。

8.2.2 受付期間

令和元年 9 月 2 日（月）●時から令和元年 9 月 30 日（月）●時まで

8.2.3 提出方法

県のホームページ **【URL 追加】** に提出方法を記載する。

8.3 実施方針（素案）に対する意見の受付

8.3.1 受付内容

本事業への参画について県へ関心表明書を提出した営利法人より，本事業実施方針（素案）に対する意見を別途受け付ける。意見の提出にあたっては，県が指定する様式を用いることとする。

8.3.2 受付期間

令和元年 9 月 2 日（月）●時から令和元年 9 月 30 日（月）●時まで

8.3.3 提出方法

県のホームページ **【URL 追加】** に提出方法を記載する。

8.3.4 意見に対するヒアリング

提出された意見のうち，県において確認が必要と判断したものについては，意見又を提出した者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

別紙1 用語の定義

実施方針（素案） における用語	定義
経営	事業計画の作成，実施体制の確保，財務管理，料金の収受，モニタリング等事業全体を管理・遂行すること。
維持管理	対象施設が要求水準（水量，水質等）を遵守するように，施設の運転管理，保守点検，修繕及びこれらに付随する業務を行うこと。
運転管理	対象施設が要求水準を遵守するため，対象施設で安定的な処理を行うほか，日常点検，水質検査等を行うこと。
保守点検	対象施設の機能を保持するために，消耗品や部品の交換，定期点検等を行うこと。
修繕	老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として，対象施設の所定の耐用年数内において機能を維持するために行う行為のこと（更新は伴わない）。
改築	更新又は長寿命化により所定の耐用年数を新たに確保すること。
更新	対象施設の機能を確保するため，既存の設備を新たに置き替えること。義務事業の実施に必要な設備を導入すること。
長寿命化	設備の一部を活かしながら部分的に新しくすること。
附設	附帯事業の実施に必要な施設を導入すること。
設置	任意事業の実施に必要な施設を導入すること。

別紙2 PFI法等における用語と本事業における用語の関係性

PFI法及び運営権ガイドライン における用語			実施方針（素案）における用語	
運営等	運営		経営	
	維持管理	修繕	維持管理	運転管理
				保守点検
		資本的支出	改築	更新
	長寿命化			
			附設	
建設・改修			設置	

別紙3 リスク分担表

1. 共通

リスクの種類	リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
			県	運営権者
事業移管	県帰責による事業開始の遅延	県の手続遅延による本事業開始の遅延	○	
	不可抗力等による事業開始の遅延	不可抗力，第三者損害による本事業開始の遅延	○	
	上記以外による事業開始の遅延	運営権者の手続遅延による本事業開始の遅延		○
不可抗力 (不可抗力による契約解除の場合は，3.その他に示す。)	天災(暴風，洪水，高潮，地震その他異常天然現象)，人為的事象(戦争，テロ，暴動等)，その他(放射能汚染，放火等)，通常予見可能な範囲外のものであって，本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える事象のうち，実施契約に定める一定の要件を満たした事象	災害復旧事業となる天災。 人為的事象，その他通常予見可能な範囲外のものであって，本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える事象。ただし，以下を除外する。 <除外対象> ・災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額未満の場合。 ・運営権者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの。 ・維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるもの。	○	
	上記以外			○
法令等変更	水道用水供給事業，工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され，運営権者に不当な影響を及ぼす法令・通知等の変更		○	○
	法令・通知等の変更による新たな設備投資に係る費用		○	
	上記以外の法令・通知等の変更による運営権者の費用の増減			○ ^{49, 50}
	水道用水供給事業，工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され，運営権者に不当な影響を及ぼす県条例及び計画等の変更		○	
税制変更	水道用水供給事業，工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され，運営権者に不当な影響を及ぼす国税の変更		○	○

⁴⁹ 当該変動・変更に基づく運営権者収受額の定期改定を行う。

⁵⁰ 当該変動・変更に基づく運営権者収受額の臨時改定を行う。

リスクの種類	リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
			県	運営権者
	広く一般的に適用される税制の変更	法人税率の変更，運営権者の利益に課される税制度の変更による費用の増減		○
	水道用水供給事業，工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみ適用され，運営権者に不当な影響を及ぼす県税の変更		○	
第三者損害	既存施設の存在そのものが近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害	施設による電波障害，日照妨害，風害等，これらに起因する近隣住民等の反対運動及び訴訟等	○	
	県が遂行する業務に起因する第三者損害	騒音，悪臭，振動等，これらに起因する近隣住民等の反対運動及び訴訟等	○	
	運営権者が行う維持管理及び改築に起因する第三者損害	騒音，悪臭，振動等，これらに起因する近隣住民等の反対運動及び訴訟等		○
	任意事業に起因する第三者損害			○
	運営権者の事業遂行上の過失によって第三者の身体財産に損害を及ぼす通常的不法行為	失火，改築中の資材の落下等に起因する第三者の身体財産へ損害		○
住民・利用者との関係	本事業を運営権者が実施するという事実により生ずる避けることのできない反対運動及び訴訟等		○	
	運営権者が提供するサービス内容に起因して発生する反対運動及び訴訟等			○
金利・為替変動	金利上昇，為替変動による資金調達に要する利息の増加			○
物価の変動	通常想定される物価の変動による運営権者の費用の増減			○ ⁴⁹
	上記以外の著しい物価の変動による運営権者の費用の増減		○ ⁵⁰	○ ⁵⁰
動力費の変動	流域下水道事業における著しい動力費の変動による運営権者の費用の増減		○ ⁵⁰	○ ⁵⁰
需要の変動	需要の変動に伴う運営権者の収入の増減			○ ⁴⁹
	工業用水道事業における著しい需要の変動に伴う運営権者の収入の増減		○ ⁵⁰	○ ⁵⁰
許認可	本事業の実施のために必要な許認可の取得遅れ及び取得できなかったことによる事業内容の変更であって県に帰責がある場合		○	
	本事業の実施のために必要な許認可の取得遅れ及び取得できなかったことによる事業内容の変			○

リスクの種類	リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
			県	運営権者
	更であって運営権者に帰責がある場合			
国庫補助金制度の変更等	国補助金制度が変更される場合及び国補助金等の要望額に対して交付額が相違する場合		協議	
資金調達	運営権者が調達すべき資金を運営権者の責により、資金調達に失敗した場合			○
計画・設計・仕様変更	事業内容、用途の変更等、県側の事由により計画・設計・仕様等が変更される場合		○	
	上記以外の理由により計画・設計等が変更される場合			○
業務遂行の中断・不能	県帰責による業務遂行の中断・不能	管路の改築・維持管理、土木構造物の改築に起因する業務遂行の中断・不能	○	
	上記以外の理由による業務遂行の中断・不能	運転・制御ミス、ユーティリティ調達不備		○
料金等不払	料金等不払による運営権者の減収	滞納者への督促をしてもなお回収できない工業用水利用者における料金不払による運営権者の減収		○
瑕疵担保	本事業開始後に運営権設定対象施設に物理的な瑕疵があった場合（本事業開始後一定期間内の場合）		○	
	本事業終了後に運営権設定対象施設に物理的な瑕疵があった場合（本事業終了後一定期間内の場合）			○
	事業期間中の維持管理及び改築に関連して整備された情報等に瑕疵が発見された場合（本事業終了後一定期間内の場合）			○

2. 維持管理及び改築

リスクの種類			リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
					県	運営権者
維持管理	3事業	電力供給	電力の供給停止，供給能力低下時であってバックアップにより通常対応可能と考えられるもの			○
			電力の供給停止，供給能力低下時であってバックアップで対応不可能なもの		○	
	薬品関係	薬品関係の供給停止，供給能力低下			○	
	施設・設備の損傷	県が遂行する業務に起因する施設・設備の損傷	管路の改築・維持管理，土木構造物の改築に起因する施設の損傷	○		

			上記以外の理由による施設・設備の損傷			○
上工水 ⁵¹	水量の変動		新たな水源開発を必要とする原水の恒常的な不足		○	
			一時的な水量不足に起因する配水・給水制限			○
			洪水・積雪による取水障害	流木, 土砂流入, スノージャムによる取水障害		○
	恒常的な原水水質の変化		追加の施設整備が必要となる恒常的な原水水質の変化		○	
			要求水準書に定められた範囲の恒常的な原水水質の変化			○
	一時的な原水水質の変化		一時的な原水水質の変化	大雨による原水汚濁の上昇, 原水水質の変化(カビ臭, 藻類発生によるpH上昇等), 油の流入等による水質悪化		○
	浄水発生土の処分		浄水発生土を産業廃棄物として処理することができない, あるいは処理費用が増加する場合	浄水発生土検出成分(ヒ素等)に起因する処理費用の増加		○
下水 ⁵²	流入水量の変化		要求水準書で設定した施設能力を明らかに超えて流入水量が増加した場合	大雨等による流入水量の増加	○	
			上記以外			○
	流入水質の変化		要求水準書で設定した範囲を超える流入水質の変化に伴う処理費用の増減		○	
			上記以外	処理負荷(BOD)の変動等		○
	汚泥の処理		運営権設定対象外の施設から搬入される汚泥の性状に起因する汚泥処理の不具合		○	
			上記以外に起因する汚泥処理の不具合			○
改築	測量・調査		県の指示や変更による遅延, 測量・調査費用の増加		○	
			運営権者が実施した測量・調査結果に責がある場合			○
	設計		県の指示や変更による遅延, 設計費用の増加		○	
			上記以外			○
	施工		県の指示や変更による遅延, 工事費の増加		○	
			上記以外			○

3. その他

リスクの種類	リスクの内容	リスクの具体例	負担者	
			県	運営権者
附帯事業	附帯事業の採算性の悪化, 事業の不履行			○

⁵¹ 水道用水供給事業及び工業用水道事業

⁵² 流域下水道事業

任意事業	任意事業の採算性の悪化，事業の不履行			○
契約解除	運営権者事由によるもの			○
	県事由によるもの		○	
	所有権の消滅		○	
	不可抗力		○	○
	特定法令等変更	特定法令等の変更により運営権者が本事業を継続することができなくなる場合	○	○